

## **金銭債権と預金等との誤認防止に関する留意事項**

**金沢中央信用組合**

**金沢中央信用組合が取り扱っている保険商品について、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。**

- ・当組合が取り扱う保険商品は預金等ではありません。**
- ・預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払対象とはなりません。**
- ・元本の返済は保証されていません。**

**以上**